

資料 9

総合評価書骨子（統計）

総合評価書骨子

1 評価対象政策（法第10条第1項第1号） 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進	
2 政策所管部局 大臣官房統計部	3 評価実施主体（法第10条第1項第2号） 大臣官房統計部統計企画管理官
4 評価実施時期（法第10条第1項第2号） 令和2年度	
5 評価対象期間 平成28年度～令和2年度	
6 政策の目的・目標 農林水産統計は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく公的統計であり、農林水産政策を支える情報インフラとして、政策目標の設定と評価根拠、需給安定対策等の施策の発動基準、国の財政支出の算定根拠等に必要不可欠な統計データを的確かつ効率的に作成し提供するものである。 また、政策的な利用にとどまることなく、国民のための公共財として広く国民に利用されるようインターネットなどによる提供を行い、利用の推進を図る。	
7 政策の具体的内容 (1) 農林水産統計は、国民に食料を安定的に供給し、地域の経済を支える重要な産業である農林水産業に係る基本的なデータを継続的に把握するとともに、農林水産政策を支える情報インフラとして、政策担当部局との間で緊密な連携を図りその時々に応じた政策ニーズを把握しつつ、政策目標の設定と評価根拠、需給安定対策等の施策の発動基準、国の財政支出の算定根拠等国の農林水産政策の推進に必要な統計について作成している。 (2) こうした中で、「総人件費改革」（「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年閣議決定））に基づき、平成17年度末の地方統計組織の人員は平成22年度末までに約半減、その後も更に削減されることとなり、限られた人員で、新たな政策ニーズにも対応していくとの観点から、国の施策遂行上、必要不可欠なものに重点化するとともに、調査方法についても職員による調査（職員調査）を限定し、一般公募の調査員による調査（統計調査員調査）、郵送による調査（郵送調査）、オンラインによる調査（オンライン調査）及び公共サービス改革法に基づく民間委託（市場化テスト）によるアウトソーシングを行ってきた。 (3) さらに、地方組織で統計業務に従事する職員の高齢化の進展による退職者数の増加等により、今後も地方組織で統計業務に従事する職員の減少が避けられない状況下にある中でも質の高い信頼性のある統計データを継続的に整備・提供できるようにするため、最後の職員調査である農業経営統計調査及び作物統計調査等についても、調査に必要な高い専門知識・能力を持った統計調査員（専門調査員※1）を平	

成27年度より、地方統計職員の減少に応じて順次導入している。

※1： 専門調査員とは調査に必要な知識・能力、統計調査の実務経験等を有し、非常勤の国家公務員として従事する統計調査員

- (4) また、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和元年12月10日改訂）、成長戦略や新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）の着実な推進を図るための統計データを的確に整備し、適時適切に提供していくため、「農林水産統計の見直し検討会」により、調査内容、調査手法等の見直しについて検討を進めている。
- (5) このような中、平成31年（2019年）に明らかとなった政府統計における不適切事案の再発防止と品質確保のための「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」（令和元年9月30日統計委員会建議）及び「統計行政の新生に向けて」（令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）を踏まえて改定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）に基づき、農林水産統計の総合的な品質管理の取組を実施しているところ。
- (6) 公共財としての観点も踏まえて、調査結果を速やかに公表するとともに、「e-Stat（政府統計の総合窓口）」と連携し、統計調査結果を広く提供しているほか、「e-Stat」では対応していない文字情報やグラフ・図などを用いた加工・分析情報を農林水産省ホームページなどにおいて提供することにより、国民にとって利便性が高くなるような情報提供を推進している。
- (7) 併せて、統計法第55条第1項の規定に基づく統計法施行状況報告において、毎年度公的統計基本計画の進捗状況、公的統計の作成状況等について総務省へ報告している。当該報告については、同法同条第2項の規定に基づき、総務大臣により取りまとめられ、ホームページに掲載されるとともに統計委員会(※2)に報告され、同条第3項の規定では、統計委員会は必要に応じて意見を述べるができることとなっており、政府統計の適正な実施が確認されている。

※2： 統計法第44条に基づき専門的かつ中立・公正な第三者機関として、総務省に設置された機関。

8 評価の観点（法第10条第1項第3号）

政策効果を把握し、以下の3つの観点から評価を行う。

(1) 必要性

- ① 農林水産政策を支える情報インフラとして、政策目標の設定と評価根拠、需給安定対策等の施策の発動基準、国の財政支出の算定根拠等、農林水産政策ニーズとの関連
- ② 農林水産統計調査結果の公共財として果たす役割

(2) 効率性 ① 総人件費改革及び政策ニーズを踏まえた見直しの状況 ② 専門調査員の導入状況 ③ 農林水産統計の見直し検討会への対応 (3) 有効性 ① 農林水産統計調査結果の公表状況 ② 農林水産統計調査結果の利用状況 なお、他の評価の観点として公平性、優先性があるが、以下の理由から選択しない。 公平性については、政策効果の受益や費用の負担が公平に分配されているかとの観点であるが、本政策の効果は国民全体に及ぶものであり、また、特定の者に補助金等を交付する性質のものではないため選択しない。 優先性については、他の政策よりも優先的に実施されるべきかとの観点であるが、本政策は、統計法に基づく公的統計であり、農林水産政策を支える「情報インフラ」として、農林水産政策の推進に必要不可欠な統計について作成されているものであるため、優先性は自明であることから選定しない。
9 学識経験を有する者の知見の活用（法第10条第1項第5号） 農林水産省政策評価第三者委員会委員からの意見聴取。
10 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報（法第10条第1項第6号） ・ 農林水産統計と農林水産政策の対応状況（8.（1）関係） ・ 農林水産統計調査の見直し状況（8.（2）関係） ・ 専門調査員の概要（8.（2）関係） ・ 農林水産統計の作成・公表状況（令和元年度実績）（8.（3）関係） ・ ホームページへのアクセス件数（8.（3）関係） ・ 調査票情報の利用・組替集計の状況（8.（3）関係）
11 政策効果の把握の手法及びその結果（法第10条第1項第4号） 本総合評価では、評価対象期間（平成28年度から令和2年度）における本政策分野の取組の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価する。
12 政策評価の結果（法第10条第1項第7号） 評価対象期間の取組について評価し、今後、政策へ反映させる方向性を示す。

政策評価（総合評価）にかかるスケジュール（予定）

8月下旬	総合評価書骨子を農林水産省政策評価第三者委員会で提示
8月下旬	総合評価書骨子確定
8月下旬 ～ 10月下旬	総合評価書作成
11月～	総合評価書について委員から意見聴取
12月	総合評価書公表

統計調査について

行政機関が行う統計調査は『**統計法**（平成19年法律第53号）』に基づき実施されており、「基幹統計調査」と「一般統計調査」の2種類に分類される。

統計調査を実施しようとする時は、必要性や調査対象の負担などを考慮して、事前に総務大臣の承認が必要。

※ 「統計調査」は事実の報告を求めるもの。意識・意向を把握するアンケート調査や世論調査は統計調査には含まれない。

1 基幹統計調査

行政機関が作成する統計のうち、

- ① 全国的な施策を企画立案し、これを実施する上で特に重要な統計
- ② 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用が見込まれる統計
- ③ 国際条約又は国際機関が作成する計画に基づき作成が求められている統計

として総務大臣が指定する統計の作成を目的とする統計調査

基幹統計調査に関しては、統計法によって、国民（被調査者）の報告義務、調査実施者には守秘義務が課せられている。

2 一般統計調査

行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のもの。

なお、基幹統計調査とは異なり、国民（被調査者）の報告義務は課していないが、守秘義務については基幹統計調査と同様。

農林水産統計調査一覧

区分	番号	統計調査名
基幹統計調査 (7本)	1	農業経営統計調査
	2	農林業センサス
	3	漁業センサス
	4	作物統計調査
	5	木材統計調査
	6	海面漁業生産統計調査
	7	牛乳乳製品統計調査
一般統計調査 (33本)	8	林業経営統計調査
	9	漁業経営統計調査
	10	農業物価統計調査
	11	生産者の米穀在庫等調査
	12	農業構造動態調査
	13	漁業構造動態調査
	14	新規就農者調査
	15	集落営農実態調査
	16	農道整備状況調査
	17	特定作物統計調査
	18	畜産統計調査
	19	木材流通統計調査
	20	内水面漁業生産統計調査

区分	番号	統計調査名
一般統計調査 (33本)	21	食品流通段階別価格形成調査
	22	青果物卸売市場調査
	23	畜産物流通調査
	24	水産物流通調査（水産加工統計調査）
	25	食品循環資源の再生利用等実態調査
	26	6次産業化総合調査
	27	野生鳥獣資源利用実態調査
	28	産業連関構造調査
	29	容器包装利用・製造等実態調査
	30	油糧生産実績調査
	31	食品製造業におけるHACCPに沿った衛生管理の導入状況実態調査
	32	土壌改良資材の生産量及び輸入量調査
	33	地域特産野菜生産状況調査
	34	花木等生産状況調査
	35	農業協同組合及び同連合会一斉調査
	36	森林組合一斉調査
	37	特用林産物生産統計調査
	38	木質バイオマスエネルギー利用動向調査
	39	都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査
	40	水産物流通調査（用途別出荷量調査、冷蔵水産物在庫量調査）

主な農林水産統計の利活用

農政を支える「情報インフラ」及び「公共財」

政策目標の設定と評価根拠

【食料・農業・農村基本計画】

- ・作物統計調査、畜産統計調査、畜産物流通調査、農業経営統計調査
農地面積の見通しの策定に耕地面積、生産努力目標の策定に各作物の作付面積・単収・収穫量、枝肉生産量等を利用
- ・農林業センサス、農業構造動態調査、集落営農実態調査、新規就農者調査
経営・構造対策、労働力対策に基幹的農業従事者数、集落営農数等を利用
- ・農業・農村の6次産業化総合調査
6次産業化施策の推進の資料に年間販売金額等を利用

【米穀の需給見通し】

- ・作物統計調査
主食用米等の需給見通しに水稻の単収、収穫量等を利用

【森林・林業基本計画】

- ・木材統計調査、林業経営統計調査
林産物の需給計画の策定に素材入荷量等を利用

【水産基本計画】

- ・漁業センサス、漁業構造動態調査、海面漁業生産統計調査、漁業経営統計調査
漁業の生産構造と経営展望、自給率目標及び持続的生産目標に漁業就業者数、漁獲量等を利用

【食料自給率】

- ・作物統計調査、畜産物流通調査、牛乳乳製品統計調査、農業物価統計調査等
自給率の算定に作物生産量、枝肉生産量、生乳生産量等を利用

需給安定対策等の施策の発動基準

【天災融資法】

- ・作物統計調査(被害応急調査)
融資の発動基準の1つとして作物の被害面積・被害見込金額を利用

【野菜・果実の生産出荷安定対策】

- ・青果物卸売市場調査
需給調整の発動基準の算定に青果物の卸売数量・卸売価格を利用

【農業災害補償制度】

- ・作物統計調査
農業共済に係る国が行う損害の額の審査・認定の基礎資料に作物の単収等を利用

【激甚災害関連】

- ・作物統計調査(被害応急調査)
・生産農業所得統計、林業産出額、漁業産出額
激甚災害による資金の融通に関する基準として被害見込金額、生産農業所得、生産林業所得(木材生産部門)、内水面養殖業産出額を利用

国の財政支出の算定根拠

【経営対策】

- ・農業経営統計調査、作物統計調査
〔交付金の算定に対象品目の生産費、単収を利用〕

【畜産物価格対策】

- ＜加工原料乳生産者補給金＞
・農業経営統計調査(牛乳生産費)
〔補給金単価の算定に全算入生産費を利用〕
- ・畜産統計調査、牛乳乳製品統計調査
〔補給金の対象とする限度数量の算定に乳用牛等頭数、飲用牛乳等の生産量を利用〕

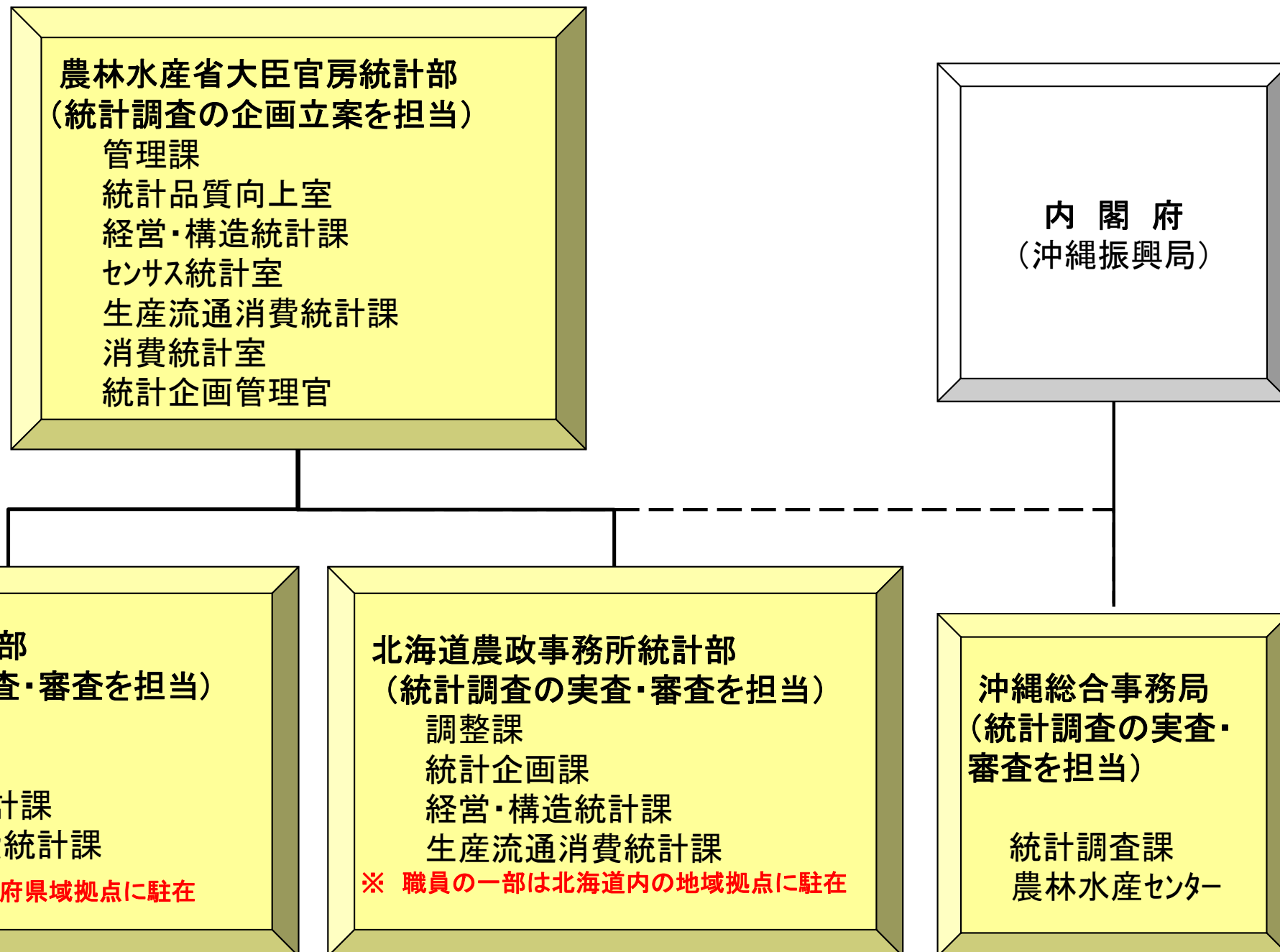
【野菜価格安定対策】

- ・青果物卸売市場調査
〔生産者補給金の基準となる保証基準額の算定に卸売数量・卸売価格を利用〕

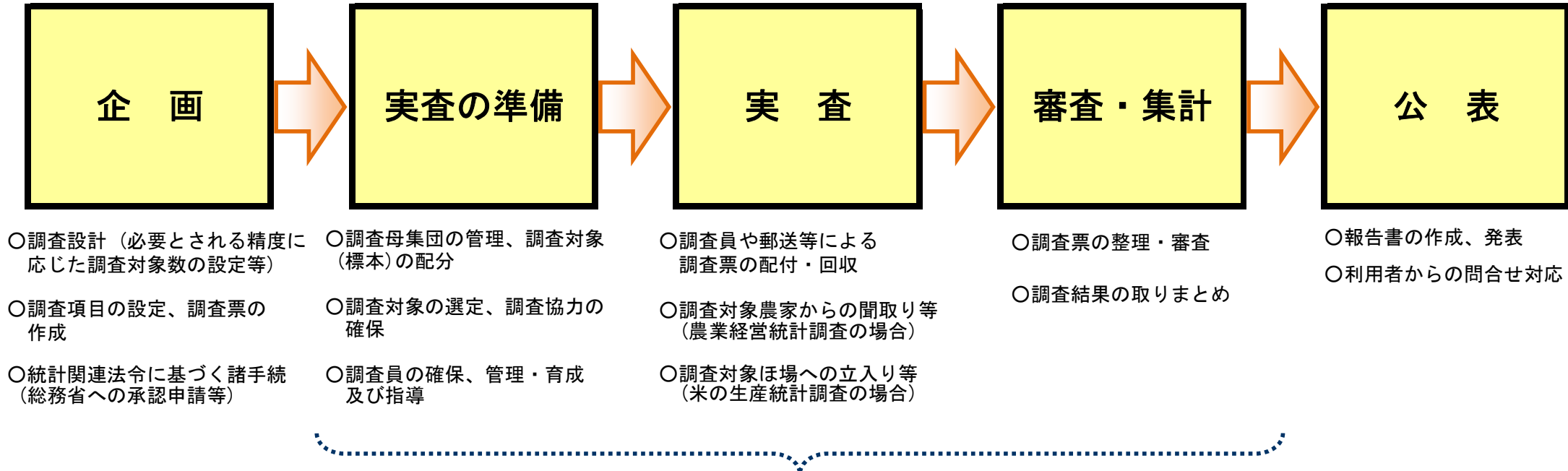
【地方交付税】

- ・農林業センサス、農道整備状況調査、漁業センサス
〔基準財政需要額の算定に農家数、農業生産法人、農道延長、林野面積、漁業経営体数等を利用〕
- ・作物統計調査(被害応急調査)
〔農作物の被害による特別財政需要額の算定に被害見込金額等を利用〕

農林水産統計調査を実施する統計組織の概要



統計調査の流れ(イメージ)



地方農政局等を通じて実施

専門調査員について

ポイント

地方統計職員の著しい高齢化の進展に伴う退職者の増加等による職員数の減少の加速化に対応するため、経営統計、生産統計の実査業務を担う専門調査員を導入して調査の外部化を引き続き推進し、質の高い信頼性のある統計データの提供体制を確保。

専門調査員の概要



【専門調査員の概要】

- 身分：非常勤の一般職の国家公務員（守秘義務あり）
- 要件：① 調査に必要な知識・能力を有すると認められる者
② 一定の就業経験及び統計調査の実務経験を有している者
（普及指導員、簿記、中小企業診断士等の有資格者、統計職員OB、農協OB等）
- 研修：
 - ・ 基礎的研修：採用時に実施。農業や統計についての基礎知識を付与。
 - ・ 実査実践研修：従事する調査の開始前に実施。調査業務の実施に必要な専門知識、技術等を付与。
 - ・ フォローアップ研修：調査の終了時に実施。調査の取りまとめ業務の実施に必要な専門知識等を付与。
- 業務：
 - ◆ 経営統計（3調査）
農家等の経営状況等の把握、調査票の審査・補正、結果の取りまとめ
 - ◆ 生産統計（2調査）
水稻の穂数・もみ数等の実測、刈取り、調査対象作物の作付面積、作柄等の把握

※統計調査員は、調査票の配布・回収及び記入漏れの確認・照会等の単純な業務を実施